

「知らないを見に行こう」

気仙の魅力 再発見 Vol.1

令和2年7月18日(土)

一関・大船渡発着
日帰りバスツアー

三陸鉄道 駅めぐり



東日本大震災で
生き残った



ど根性ポプラ

8:30 一ノ関駅西口出発
10:30 大船渡市 盛駅前 岩手開発観光本社前

大船渡港湾 防潮堤建設現場見学
岩手県沿岸広域振興局土木部の説明見学(特別見学)
鎌田水産直営 海の幸ふるまいセンター
三陸の幸の昼食

盛 駅 13:00発 三陸鉄道乗車
三陸鉄道の車窓をお楽しみください
吉浜駅 13:32着 日本一小さな本屋さん
防災倉庫特別見学 駅周辺散策
三陸駅 ど根性ポプラ見学
恋し浜駅周辺見学(車窓)
綾里駅 綾里大権現見学

三陸鉄道 盛車庫見学

16:00頃 盛駅前 岩手開発観光本社前
18:00頃 一ノ関駅西口着

ツアー料金 大船渡発 ￥5,800

一ノ関駅発 ￥8,800

バス料金・消費税・昼食 含む

募集人員 20名 最少催行 5名

添乗員 大船渡より同行 締切 7/16

大船渡港湾防潮堤



※当日は、動きやすい服装でお越し下さい。※乗車時は必ずシートベルトを着用して下さい。※行程は予告なく変更になる場合があります。※各見学場所は、通常見学できる場所ではございません。必ず係の方の指示に従って下さい。※アレルギーをお持ちの方は予め必ずご連絡下さい。※全行程 貸切バス(まるく)での移動となります。※国道284号線沿いでの乗降可能です。ご相談ください

旅行企画・実施 岩手開発観光(株)

TEL0192-27-1111

岩手県大船渡市盛町字町8-19

営業時間 10:00~18:00(日祝定休)

岩手県知事登録旅行業 第2-50号

(一社)全国旅行業協会会員

総合旅行業務取扱管理者 小畑武弥

受託販売



まるく

☎0191-34-8421 ☎0191-34-8422 お申込↓↓

岩手県一関市赤荻字雲南 171-2

HP: <https://t-maruku.com> Mail: info@t-maruku.com

岩手県知事登録旅行業 3-226号 国内旅行業務取扱管理者 大竹 真



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。

ご旅行条件 この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第2条の5に定めるところの契約書面の一部となりますこのご旅行は岩手開発産業 株式会社 以下「当社」が企画・実施するものです。この旅行条件は当パンフレットに記載されている条件のほか標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

<1.旅行のお申し込み及び契約成立>

①当社所定のお申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金（お一人様につき）を添えてお申し込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」を取扱いません②当社は、電話・郵便・ファクシミリによる予約の申し込みを受け付けします。この際、ご予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算し1日以内（当社の定めた期間内）にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います③企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾しお申込金を受理したときに成立するものとします④旅行代金に含まれるもの>

<2.旅行代金のお支払い>

①旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたると日以降にお申込みの場合は、

旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費、食事代及び消費税等諸税を含んでいます上記経費はお客様のご都合により、一部

利用されなくても払戻しはいたしません。

<4.取消料>

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合に旅行代金に対してお一人様につき下記の表の利率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人員の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

ただし宿泊のみのコース及び各コースに明記がある場合下記の表の取消料となります。

旅行代金の額	申込金（お一人様）
5,000円未満	全額
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上 100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①21日目にあたると日以降の解除（日帰り旅行にあっては11日目） ②20日目にあたると日以降の解除（日帰り旅行にあっては10日目） （③～⑥を除く） ③7日目にあたると日以降の解除（④～⑥を除く） ④旅行開始日の前日の解除 ⑤旅行開始日当日の解除（⑥を除く） ⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加
	旅行代金の20% 旅行代金の30% 旅行代金の40% 旅行代金の50% 旅行代金の100%

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①6日目にあたると日以降の解除 ②5日目にあたると日以降の解除（③～⑥を除く） ③3日目にあたると日以降の解除（④～⑤を除く） ④当日の解除（⑤を除く） ⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加
	無料 取消人員14名以下の場合 合 無料 取消人員15名以上の場合 合 旅行代金の20% 旅行代金の20% 旅行代金の50% 旅行代金の100%

個人情報の取扱いについて必ずお読みください

①当社は、ご提供いただいた個人情報についてお客様との間の連絡のため2.旅行に関して運送、宿泊機関等のサービス手配、提供のため3.旅行に関する諸手続きのため4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供の充6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため7.アンケートのお願いのため8.特典サービス提供のため9.統計資料作成のために利用させていただきます。<旅行代金の変更>当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前あたると日より前にお客様に通知します<旅行契約内容の変更>当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じ場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明しお客様による旅行契約の解除>お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません<旅行契約の解除>旅行開始前・お客様が第4項に規定する期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。この場合、第1項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます<当社の責任及び免責事項>当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合特設保護第3項は前項1に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の別紙特別補償規程により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項1の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当はできません<お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受け補償保証>本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項315%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません<その他>お客様が個人的な家内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただくこととさせていただきます。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます<休日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合がありますが、これは本項4の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万が一遅延が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

●この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご覧ください。●当社旅行業約款は標準旅行業約款に基づいています。●バス車内は禁煙とさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

旅行企画・実施 岩手開発産業株式会社 岩手県知事登録旅行業第2-50号 岩手県大船渡市盛町字町8-19 総合旅行業務取扱管理者 小畑武弥（一社）全国旅行業協会正会員

FAX 参加申込用紙

『気仙の魅力☆再発見Vol.1 お申込み』

こちらまで

FAX 0191-34-8422

※必須項目

FAXにてお申込の方は折り返し確認書をFAXいたしますので番号のご記入をお願い致します。また、記入がない場合はお電話でご連絡する場合があります。

①	※お名前	※性別	※年齢	※乗車場所（いずれかに○）
	フリガナ	男 女	歳	一ノ関駅西口 盛駅
※住所	〒			※TEL（当日連絡が取れる番号）
メール	@			FAX（折返し確認書をお送りします）

②	※お名前	※性別	※年齢	※乗車場所（いずれかに○）
	フリガナ	男 女	歳	一ノ関駅西口 盛駅
※住所	〒			※TEL（当日連絡が取れる番号）
メール	@			FAX（折返し確認書をお送りします）

☆参加申し込みはホームページ・メールでも受付ております☆

お申込・お問合せ⇒

まるく『HP』<http://t-maruku.com/>
『Mail』info@t-maruku.com